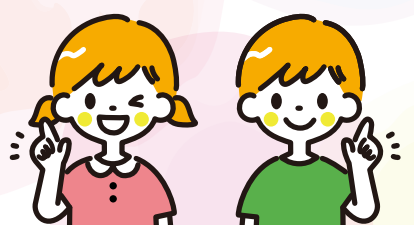


児童手当などの
手続きをしましょう



令和6年10月
(12月支給分)から

児童手当の制度が変わります

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など
児童手当	【令和6年9月分(10月支給分)まで】 0歳～中学3年生修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	児童手当の所得額＝A－B A：前年の所得額 B：控除額(①＋②＋③) ①8万円(全員一律) ②10万円(給与所得または雑所得がある場合) ③そのほか請求者が受けている税法上の控除(医療費控除等) ※限度額は、扶養人数によって異なります。 ※所得額が所得上限限度額を超えた場合、支給はありません。	《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上から小学6年生まで》 1人目・2人目 1万円 3人目以降 1万5,000円 《中学生》 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円
	【令和6年10月分(12月支給分)から】 0歳～高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限が撤廃されます	《3歳未満》 1人目・2人目 1万5,000円 3人目以降 3万円 《3歳以上18歳年度末まで》 1人目・2人目 1万円 3人目以降 3万円
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している人 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母が重度の障害の状態にある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。 ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	全部支給 (例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 令和6年10月分まで 125万円 令和6年11月分から 145万円	児童1人 4万5,500円 2人目 所得に応じて 5,380円～1万7,500円 3人目以降 所得に応じて 3,230円～6,450円(令和6年11月分からは2人目と同額)
		一部支給 (例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 令和6年10月分まで 268万円 令和6年11月分から 284万円	
ひとり親家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している人及び20歳未満の児童 ①離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ②父または母が重度の障害の状態にある ③父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。	助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象外のもの(個室使用料・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。
こども医療費	対象年齢 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	自己負担金	
		通院の場合 1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。 ※受給資格者と配偶者の合計所得額が所得制限額未満の場合、自己負担金を償還(詳しくは16ページ)。	入院の場合 なし (食事療養標準負担額を含む)
		処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません。	

※申請が済んでいる人は、手続きの必要はありません。詳しくは子育て給付課へ。
申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

	現行	改正後 令和6年10月分 (12月支給分)から
0～2歳	1万5,000円	1万5,000円
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5,000円
中学生	1万円	1万円
高校生年代	なし	1万円
	所得制限あり	所得制限なし



変更点

- ・所得制限の撤廃
支給対象児童の年齢が、中学生(15歳到達後の最初の年度末まで)から高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)に延長
- ・第3子以降の支給額(多子加算)を月1万5,000円から月3万円に増額
- ・第3子以降の算定に含める対象の年齢を、18歳到達後の最初の年度末までから22歳到達後の最初の年度末(大学生年代)までに延長
- ・18歳到達後最初の年度末の翌日から、22歳到達後最初の年度末(大学生年代)までの児童を算定対象とするには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

◆手続きが必要の人

次の①②③の人には、原則、申請書(認定請求書)を送付します(④の人には送付しません)。

①所得制限で児童手当、特例給付のいずれも受け取っていない人
↓新規申請

②高校生年代の児童のみを養育して

9月上旬に、対象者へ児童手当法改正に関する通知を発送します。確認の上、必要な手続きをしてください。

◆手続きについて確認ください

9月上旬に、対象者へ児童手当法改正に関する通知を発送します。確認の上、必要な手続きをしてください。

◆手続きが不要の人

⑤⑥⑦の人には、原則、法改正に関する案内のみを送付します。

⑤現在児童手当を受給していて、法改正後も第3子以降の増額を除き、支給額が変わらない人

⑥現在特例給付を受給している人(③④に該当する人を除く)

⑦現在児童手当を受給していて、高校生年代が算定児童として登録されている人(④に該当する人を除く)

◆手続きの期限

12月10日(火)の支払日に振り込まれるためには、10月18日(金)(必着)までに手続きしてください(10月19日、令和7年3月31日に手続した人には、10月分まで遡って支払います)。

※公務員は、所属する機関で手続きしてください。

◆手続きが不要の人

⑤⑥⑦の人には、原則、法改正に関する案内のみを送付します。

⑤現在児童手当を受給していて、法改正後も第3子以降の増額を除き、支給額が変わらない人

⑥現在特例給付を受給している人(③④に該当する人を除く)

⑦現在児童手当を受給していて、高校生年代が算定児童として登録されている人(④に該当する人を除く)

◆手続きの期限

12月10日(火)の支払日に振り込まれるためには、10月18日(金)(必着)までに手続きしてください(10月19日、令和7年3月31日に手続した人には、10月分まで遡って支払います)。

いる人 ↓新規申請

③現在、児童手当または特例給付を受給していて、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している人(現在児童手当を受給しているが、申請書入りの手紙が届いた人) ↓額改定(増額)申請

④児童の兄や姉(18歳到達後最初の年度末の翌日から22歳到達後最初の年度末(大学生年代)まで)を含めて3人以上養育している人

↓新規申請または額改定申請、監護相当・生計費の負担についての確認書

※公務員は、所属する機関で手続きしてください。

問合せ



子育て給付課(市役所4階)
児童手当制度変更のこと：☎55-2894(児童手当法改正コールセンター)
そのほかの手当・医療費などのこと：☎55-2738 ☎55-2953
✉kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp